

No.361  
令和2年4月

# 区政会館だより

## 都区制度改革から20年



平成12年に清掃事業の特別区への移管により各区で清掃事業開始  
写真：品川区の清掃事業開始（当時の「品川区議会だより」表紙より）



令和2年から特別区の児童相談所が順次開設  
写真：令和2年に開設する3区の児童相談所外観（左から世田谷区、江戸川区、荒川区）



特別区長会事務局  
特別区議会議長会事務局  
特別区人事・厚生事務組合  
公益財団法人特別区協議会  
東京二十三区清掃一部事務組合  
特別区競馬組合

# 都区制度改革から20年を迎えました

## —東京大都市地域の基礎自治体として—

平成12年4月1日、改正地方自治法の施行により特別区が「基礎的な地方公共団体」に明確に位置づけられ、区のマークを入れた清掃車が街を走るようになってから、20年が経過しました。

この平成12年都区制度改革により、都区の役割分担の原則が法律上規定され、住民に身近な事務として清掃事業その他の事務が都から特別区に移管されました。併せて、入湯税等の税源移譲や財源保障制度としての都区財政調整制度の法定など特別区の財政自主権が強化されました。

この改革は、長年にわたる自治権拡充運動の成果であり、現行の都区制度における到達点となるものでした。特別区は、同じ時期に施行された国と地方の関係を大幅に見直す地方分権改革によって強化された基礎自治体としての歩みを開始したのです。

改革時に解決しきれなかった清掃事業や都区間財源配分の課題は、その後の検討に委ねられました。

清掃事業については、経過的に従事していた都の派遣職員の身分切替えが行われ、また清掃工場等の中間処理は当分の間一部事務組合による共同処理を継続することとなりました。

都区間の財源配分等に関する課題は、都区間で協議が続けられ、事務配分、区域、税財政制度など都区のあり方を見直す検討に引き継がれましたが、解決には

至っていません。

また、この協議から独立させて児童相談体制のあり方を都区間で検討していた過程で、児童福祉法の改正が行われ、特別区が児童相談所を設置できることとなり、本年4月に世田谷区と江戸川区が開設し、7月に荒川区が開設する予定となっており、設置を表明している後続の区も準備を進めています。

一方、特別区長会は、特別区制度調査会から将来の特別区のあり方に関する提言を受けるなど、制度改革後の進むべき方向等について検討を行ってきました。

また、東京を含む各地域が共に発展で

きる道を探るべく、全国連携プロジェクトを展開し、併せて全国各地の被災地の復興を支援するほか、時々行政課題について検討を深めるために調査研究機構を設置するなど、特別区の自治の発展のために様々な取組みを行っています。

都区制度改革以降、特別区は、東京大都市地域の基礎自治体としての役割を着実に果たしてきました。改革後20年の節目を、改めて改革の意義とその後の特別区の取組みを考える機会としたいと思います。

(特別区長会事務局)

### 平成12年都区制度改革の概要

#### ○特別区を東京大都市地域の「基礎的な地方公共団体」として法定

- ⇒ 大都市制度としての都区制度と身近な自治を確立

#### ○都区間の役割分担原則を法定

- ⇒ 特別区優先の原則の明確化と都の役割の限定
- ⇒ 都から特別区に事務を移譲(清掃事業等)

#### ○特別区の財政自主権の強化

- ⇒ 可能な限りの税源移譲
- ⇒ 都区財政調整制度を財源保障制度として確立

#### ○都区協議会の存置

- ⇒ 都区間の法定の協議システムとして位置づけ

## 制 度 改 革 の 歩 み

|         |                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和22年   | <b>特別区の誕生 原則として市と同一の機能</b> 地方自治法制定（昭和22年5月3日 日本国憲法と同時施行）<br>・ 基礎的自治体である特別地方公共団体に位置づけ ・ 区長は公選 ・ 事務の多くは都に留保                  |
| 昭和27年   | <b>区長公選制廃止など自治権が大幅に制限</b> 自治法改正により、昭和27年9月1日から<br>・ 都の内部的団体に位置づけ ・ 区長公選制廃止（都知事の同意を得て区議会が選任）<br>・ 事務が制限列举（それ以外の事務は都）        |
| 昭和39年   | <b>事務権能が強化</b> 自治法改正により、昭和40年4月1日から<br>・ 福祉事務所等列举項目が10から21に増（一部は概括例示へ） ・ 地方税法上の課税権を獲得する<br>・ ごみの収集・運搬は特別区の手務（別に定める日まで都が処理） |
| 昭和49年   | <b>区長公選復活、事務の処理は原則として市並み</b> 自治法改正により、昭和50年4月1日から<br>・ 都が処理する事務（消防・水道・清掃等）を除く「市」の事務・保健所設置市の事務等を移管<br>・ 都配属職員制度の廃止          |
| 昭和56年8月 | <b>「『特例』市の構想」を提示（特別区政調査会答申）</b><br>特別区を普通地方公共団体に改めることを提言                                                                   |
| 昭和61年2月 | <b>「都区制度改革の基本的方向」を都区合意</b><br>特別区を普通地方公共団体に位置づけ、清掃事業をはじめとした事務の移管等を合意                                                       |
| 平成2年9月  | <b>第22次地方制度調査会答申</b><br>特別区を基礎的自治体（特別地方公共団体）に位置づけ、事務事業の移譲等一括実施を答申                                                          |
| 平成4年10月 | <b>都区制度改革に関する中間のまとめ</b><br>地方制度調査会答申を踏まえて検討した途中経過を都区で発表                                                                    |
| 平成6年1月  | <b>「新しい23区」実現大会開催</b><br>地方分権が叫ばれる中で開催、自治大臣が大会に初出席                                                                         |
| 平成6年5月  | <b>清掃移管を都が提示</b><br>特別区に清掃事業の全責任、特別区は大筋において了承                                                                              |
| 平成6年9月  | <b>「都区制度改革に関するまとめ」を都区合意</b><br>「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」を都区間で正式に合意                                                              |
| 平成6年12月 | <b>自治大臣へ法改正要請</b><br>関係者間の合意も得、自治大臣に正式に法改正を要請し受理された                                                                        |
| 平成7年2月  | <b>特別区制度改革実現決起大会開催</b><br>住民代表が、国会議員に対し法改正を要請                                                                              |
| 平成10年   | <b>特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づけ</b> 自治法改正により、平成12年4月1日から<br>・ 特別区の内部団体性の払拭 ・ 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の移管<br>・ 都区財政調整制度の改正等財政自主権の強化      |
| 平成12年3月 | <b>都区制度改革実施大綱の決定</b><br>都区協議会において実施大綱を都区双方で確認のうえ決定                                                                         |
| 平成12年4月 | <b>制 度 改 革 の 実 現</b> — 基礎的な地方公共団体に                                                                                         |

## 改 革 以 降 の 主 な 動 き

|          |                                             |
|----------|---------------------------------------------|
| 平成15～18年 | 都区間で財源配分のあり方等を協議（主要5課題の協議）                  |
|          | 都から派遣された清掃事業従事職員を特別区に身分切り替え                 |
|          | 23区間で中間処理のあり方など清掃事業の課題を整理                   |
| 平成18年～   | 都区間で事務配分等の今後の都区のあり方を協議（都区のあり方検討委員会）         |
| 平成19年    | 特別区制度調査会が将来の特別区のあり方を提言                      |
| 平成26年～   | 特別区長会が特別区全国連携プロジェクトを推進、併せて被災各地の復興を支援        |
| 平成30年～   | 特別区長会調査研究機構で調査研究を開始                         |
| 令和2年～    | 特別区児童相談所開設（世田谷区、江戸川区、荒川区（予定）。以降、各区が順次設置を予定） |